

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

規 則

- 農地法施行細則の一部を改正する規則……………(農地調整課) 259
○北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………(水産経営課) 259

告 示

- 北海道公債の定時償還の抽せんの実施……………(財政課) 259
○一般競争入札の実施……………(統計課) 260
○騒音規制法に基づく規制地域等の指定の一部改正……………(環境保全課) 261
○振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定の一部改正……………(環境保全課) 261
○悪臭防止法に基づく規制地域の指定の一部改正……………(環境保全課) 261
○産業廃棄物処理施設設置許可申請書の内容の概要等……………(循環型社会推進課) 261
○鳥獣捕獲の禁止及び制限に係る公聴会の開催……………(自然環境課) 262
○身体障害者福祉法による指定医師の従業場所の変更届……………(障害者保健福祉課) 262
○大規模小売店舗立地法第5条第1項(新設)の届出……………(地域産業課) 267
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項(変更)の届出……………(地域産業課) 268
○土地改良区の定款の変更の認可……………(土地改良指導課) 268
○道営土地改良事業変更計画の決定……………(土地改良指導課) 269
○道営土地改良事業の工事の完了……………(土地改良指導課) 269
○特定漁港漁場整備事業計画の策定……………(漁港漁村課) 270
○特定漁港漁場整備事業変更計画の策定……………(漁港漁村課) 270
○特定調達契約に係る入札の公告(2件)……………(漁業指導課) 270
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………(治山課) 272
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………(治山課) 273
○道路の区域の変更……………(道路整備課) 273
○道路の供用の開始……………(道路整備課) 274
○道路の区域の変更及び供用の開始……………(道路整備課) 274
○公有水面の埋立ての承認の出願……………(砂防災害課) 274
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可……………(砂防災害課) 275
○都市計画事業の事業計画の変更の認可……………(公園下水道課) 277

公 告

- 建築士を対象とする講習の指定……………(建築指導課) 277

支 庁 告 示

- 貸金業の規則等に関する法律の規定による貸金業の登録の取消し…………… 278
○貸金業者の営業所又は事務所所在地等の不確知…………… 278
○平成15年度種馬鈴しゅ集荷販売業者の登録…………… 279
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… 279

道釧路土木現業所告示

- 一般競争入札の実施…………… 279

道教育庁檜山教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 280

道人事委員会規則

- 北海道人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則………… 280
○職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則………… 280
○北海道職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則………… 281
○北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則………… 281
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則………… 281

道人事委員会告示

- 市町村等へ派遣される職員に係る特地部局及びその級別並びに準特地部局の指定の一部改正…………… 282
○派遣社会教育主事に係る特地部局及びその級別並びに準特地部局の指定の一部改正…………… 283

道人事委員会公告

- 平成15年度北海道職員採用初級試験の実施…………… 284

根室海区漁業調整委員会告示

- 根室海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正…………… 286

道警察本部告示

- 一般競争入札の資格に関する公示…………… 287
○一般競争入札の実施…………… 288
○一般競争入札の資格に関する公示…………… 288
○一般競争入札の実施(3件)…………… 289

道警察函館方面本部告示

- 一般競争入札の資格に関する公示…………… 292
○一般競争入札の実施…………… 293

道警察北見方面本部告示

- 一般競争入札の資格に関する公示…………… 294

○一般競争入札の実施	295
○一般競争入札の資格に関する公示	295
○一般競争入札の実施	296

公 布 さ れ た 規 則 の あ ら ま し

◇農地法施行細則の一部を改正する規則（規則第76号）

1 趣旨

農地法施行規則の改正にかんがみ、所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

2 内容

農地法第3条第1項の規定による許可申請書について、構造改革特別区域法第16条第3項に規定する特定法人が許可申請を行う場合における記載項目の追加等を行うこととした（別記第1号様式関係）。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

◇北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則（規則第77号）

1 趣旨

漁業近代化資金の利子補給率を改定することとするため、この規則を制定することとした。

2 内容

漁業近代化資金の利子補給率のうち、年0.5パーセントとあるものを年0.65パーセントに引き上げることとした（第2条第2項の表関係）。

3 施行期日等

この規則は、公布の日から施行し、平成15年5月23日以後の利子補給承認分から適用することとした。

◇北海道人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則2-35）

1 趣旨及び内容

民間事業者による信書の送達に関する法律及び日本郵政公社法の制定に伴い、北海道人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則について所要の改正を行うため、この規則を制定することとした。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

◇職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則（北

海道人事委員会規則6-30）

1 趣旨

北海道行政組織規則の改正にかんがみ、規定の整備を行うこととするため、この規則を改正することとした。

2 内容

採用に係る選考の実施の権限を任命権者に委任する職から「司書補」、「診療エックス線技師」、「家畜人工授精師」、「翻訳員」、「タイピスト」及び「管理員」を削ることとした。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行し、平成15年6月1日から適用することとした。

◇北海道職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則7-1045）

1 趣旨

日本郵政公社法の施行等に伴い、所要の改正を行うため、この規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 「郵政事業庁」を「日本郵政公社」に改めることとした（第5条第1項関係）。
- (2) その他規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

◇北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則7-1046）

1 趣旨

北海道行政組織規則の改正等にかんがみ、税務手当の支給範囲等について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 税務手当の支給範囲とされていない職から「タイピスト」を削ることとした（第11条第1項関係）。
- (2) その他規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

◇管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則14-44）

1 趣旨

北海道行政組織規則等の改正に伴い、管理職員等の範囲を改めることとするため、

この規則を制定することとした。

2 内容

(1) 議会事務局、知事部局の本庁、教育庁の本庁及び監査委員事務局に置かれた職のうち該当するものについて、管理職員等に指定することとした（別表関係）。

(2) 管理職員等として指定されている職に係る組織の変更及び職名の変更があったものについて、所要の改正を行うこととした（別表関係）。

(3) 廃止された職について、管理職員等の指定を廃止することとした（別表関係）。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

農地法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年6月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第76号

農地法施行細則の一部を改正する規則

農地法施行細則（昭和45年北海道規則第137号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式の6の事項中「農業生産法人の要件」を「農業生産法人又は構造改革特別区域法第16条第3項に規定する特定法人の要件」に、「別紙」を「別紙1又は別紙2」に改め、同様式の6の注の事項中「農業生産法人」の次に「又は特定法人」を加える。

別記第1号様式別紙を同様式別紙1とし、同様式に次のように加える。

別紙2

特 定 法 人 の 要 件 に 係 る 事 項

1 耕作又は養畜の事業に常時従事する業務執行役員の状況

氏 名	住 所	年 間 農 業 従 事 日 数		備 考
		前年度実績	見 込 み	
		日	日	

注1 住所の欄には、その法人の業務を執行する役員のうち、その法人が行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者が生活の本拠としている場所を記載すること。

2 年間農業従事日数の欄の「前年度実績」には、許可申請の日の属する事業年度の前年度においてその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事しているその法人の業務を執行する役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日の属する事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載すること。

なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理及び市場開拓等に従事した日数も含まれるものとする。

2 添付する書類

(1) 定款、寄附行為等の写し

(2) 構造改革特別区域法第16条第2項第2号に規定する協定の内容を明らかにした書類

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の農地法施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の農地法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年6月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第77号

北海道漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道漁業近代化資金利子補給規則（昭和44年北海道規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「年0.5パーセント」を「年0.65パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の北海道漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成15年5月23日以後に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金について適用し、同日前に知事が利子補給を承認した漁業近代化資金については、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第1144号

北海道公債の元金に係る平成15年8月20日定時償還について、次のとおり抽せんを行う。
平成15年6月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 償還銘柄及び償還金額

銘 柄	償 還 金 額
北海道第21回1号公債	9億円
北海道第21回2号公債	10億2,000万円
北海道第21回3号公債	9億円
北海道第21回4号公債	6億6,000万円
北海道第21回5号公債	8億4,000万円
北海道第22回1号公債	9億円
北海道第22回2号公債	9億円
北海道第22回3号公債	9億円
北海道第22回4号公債	10億5,000万円
北海道第22回5号公債	10億5,000万円
北海道第22回6号公債	7億5,000万円
北海道第22回7号公債	9億3,000万円
北海道第22回8号公債	6億6,000万円

2 償 還 期 日 平成15年8月20日（水）

3 抽せん日時 平成15年7月2日（水）午後2時

4 抽せん場所 株式会社北洋銀行本店
札幌市中央区大通西3丁目11番地

5 抽せん方法 電子計算機抽せん

北海道告示第1145号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成15年6月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称	防犯ブザー（ライト付き）
イ 調達をする物品の予定数量	4,386個

(2) 調達をする物品の仕様等

ア 小型で携行できるもの（本体寸法90×60×30mm以内）
イ ピン抜き差し式

ウ ライト付き

エ 音量 100 d B以上

オ 連続使用 20分以上

カ 電池付き

(3) 納 入 場 所 北海道総合企画部統計課

(4) 納 入 期 限 平成15年7月31日

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道総合企画部統計課

4 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 3に同じ。

(2) 交 付 期 間 平成15年6月27日から7月7日までの間

(3) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館4階共用会議室B

(2) 入 札 日 時 平成15年7月10日（木）午前11時

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

免除する。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札申込書を提出すること。

(1) 提 出 期 限 平成15年7月7日

(2) 提 出 場 所 3に同じ。

11 そ の 他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
- ア 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）を記載すること。
- なお、当該消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算するものとする（消費税等相当額を加算した合計金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか、免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道総合企画部統計課
- イ 所 在 地 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011－231－4111 内線 23－681
- (4) この入札の執行は、公開する。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第1146号

昭和63年北海道告示第315号（騒音規制法に基づく規制地域等の指定）の一部を次のように改正し、平成15年7月1日から施行する。

平成15年6月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北見市、苫小牧市、千歳市、登別市、音更町及び芽室町の地域についての図を次の図のように改める。

備考 この告示により指定された地域であって従前から引き続き騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により指定されていたものに係る同法第12条第3項に規定する「指定地域となつた日」は、当該地域が従前の指定により最初に指定地域となった日である。

（「次の図」は省略し、北海道環境生活部環境室環境保全課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1147号

昭和63年北海道告示第317号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴つて発生する振動を規制する地域の指定）の一部を次のように改正し、平

成15年7月1日から施行する。

平成15年6月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北見市、苫小牧市、千歳市、登別市、音更町及び芽室町の地域についての図を次の図のように改める。

備考 この告示により指定された地域であって従前から引き続き振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定されていたものに係る同法第12条第3項に規定する「指定地域となつた日」は、当該地域が従前の指定により最初に指定地域となった日である。

（「次の図」は省略し、北海道環境生活部環境室環境保全課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1148号

平成元年北海道告示第397号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定）の一部を次のように改正し、平成15年7月1日から施行する。

平成15年6月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

芽室町の地域についての図を次の図のように改める。

備考 この告示により指定された地域であって従前から引き続き悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定により指定されていたものに係る同法第8条第3項に規定する「規制地域となつた日」は、当該地域が従前の指定により最初に規制地域となった日である。

（「次の図」は省略し、北海道環境生活部環境室環境保全課及び十勝支庁に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1149号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設設置許可申請があった。

なお、産業廃棄物処理施設設置許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである。

平成15年6月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 申請の概要

- (1) 申請年月日
平成15年6月6日

- (2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名（申請者の住所又は氏名）
厚岸郡浜中町茶内橋北西103番地
株式会社西森建設 代表取締役 西森 廣一
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
厚岸郡浜中町浜中東2線271番、279番、281番
- (4) 産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号ロ（安定型処分場）
- (5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず
- 2 法第15条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間
- (1) 縦覧の場所及び時間
ア 北海道釧路支庁地域政策部環境生活課 午前8時45分から午後5時15分まで
イ 浜中町役場町民課 午前9時から午後5時まで
- (2) 縦覧の期間
平成15年6月27日から7月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- 3 意見書の提出
- (1) この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、北海道知事に生活環

- 境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。
- (2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類を記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。
- (3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 085－8588 北海道釧路支庁地域政策部環境生活課）に平成15年8月11日（月）までに到着するよう提出すること。

北海道告示第1150号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第5項及び同法第14条第3項において準用する同法第7条第4項の規定により、公聴会を開催する。

平成15年6月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 日 時 平成15年7月18日（金）午後2時から
- 2 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館西棟4階4号会議室
- 3 案 件 エゾシカの捕獲の禁止及び制限

北海道告示第1151号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師から、次のとおり従業場所の変更の届出があった。

平成15年6月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

氏 名	診 療 科 目	従 業 場 所			変 更 年 月 日
		変 更 前	変 更 後	後	
榊 間 真 二	整 形 外 科	帯広市大通南4丁目1番地 医療法人啓和会黒澤病院	千歳市東雲町1丁目8番地 医療法人同仁会千歳第一病院		平成15. 4. 1
堤 正 樹	同	恵庭市南島松749－10 医療法人社団哲仁会えにわ病院	恵庭市駒場町1丁目6－12 つつみ整形外科クリニック		同 15. 2.28
齋 藤 文志郎	泌 尿 器 科	江別市若草町6番地 江別市立病院	札幌市東区北19条東7丁目1－26 皮膚泌尿器科佐藤医院		同 15. 4. 1
齋 藤 公 彦	整 形 外 科	札幌市厚別区厚別西5条5丁目1－1 医療法人厚翔会桜台病院	石狩市花川北7条2丁目22 医療法人財団幸愜会石狩花川脳神経外科病院		同 15. 4.15
岩 永 力 三	外 科	夕張市社光6番地 夕張市立総合病院	長万部町字長万部18－40 長万部町立病院		同 15. 4. 1
木 村 純	同	中標津町西10条南9丁目1番地1 町立中標津病院	函館市港町1丁目10－1 市立函館病院		同

平 山 拓 也	整 形 外 科	網走市北6条西1丁目9番地 J A北海道厚生連網走厚生病院	八雲町東雲町50番地 八雲総合病院	平成15. 4. 1
藤 本 裕 一	内 科	帯広市稲田町基線7番地5の1 医療法人社団北斗 北斗病院	砂原町字紋兵エ砂原188番地の1 医療法人雄心会新都市砂原病院	同
北 宏 之	循 環 器 科	釧路市春湖台1－12 市立釧路総合病院	函館市五稜郭町38－3 社会福祉法人函館厚生院函館五稜郭病院	同
大 城 忠	内 科	釧路市治水町3－14 道東勤医協 釧路協立病院	八雲町末広町161 道南勤医協八雲ユーラップ医院	同 14.11. 2
横 倉 基	同	苫小牧市見山町1丁目8－23 勤医協苫小牧病院	函館市中道2丁目51－1 道南勤医協 函館稜北病院	同 14.12.24
堀 口 信	理学診療科・神経内科・内科・ 消化器科・循環器科・小児科	釧路市治水町3－14 道東勤医協 釧路協立病院	函館市中道2丁目51－1 道南勤医協 函館稜北病院	同 15. 2. 3
清 水 鉄 也	外 科	函館市本町33番2号 函館厚生院 函館中央病院	楳法華村字浜町171－9 楳法華クリニック	同 14. 3. 6
村 松 郁 夫	整 形 外 科	函館市川原町18－16 国立函館病院	函館市本町30－36 医療法人大庚会 今整形外科	同 15. 5.16
藤 原 英 明	内 科	函館市中道2丁目51－1 道南勤医協 函館稜北病院	函館市中島町7－21 社会福祉法人函館共愛会共愛会病院	同 15. 4. 1
吉 田 史 彰	同	枝幸町北栄町1474－1 枝幸町国民健康保険病院	函館市中島町7－21 社会福祉法人函館共愛会共愛会病院	同
原 口 浩 一	脳 神 経 外 科	岩見沢市8条西19丁目8－6 岩見沢脳神経外科	函館市港町1丁目10－1 市立函館病院	同
山 口 浩 史	外 科	常呂町字常呂477番地 常呂町国民健康保険病院	今金町字今金17－2 今金町国保病院	同
高 木 千 佳	循 環 器 科	函館市港町1丁目10－1 市立函館病院	小樽市住ノ江1丁目6番15号 社会福祉法人北海道社会事業協会小樽病院	同
越前谷 幸 平	脳 神 経 外 科	小樽市稲穂2丁目9番10号 越前谷脳神経クリニック	小樽市稲穂2丁目9番10号 医療法人社団越前谷脳神経クリニック	同
松 野 桂 喜	内 科	小樽市新光2丁目29－3 医療法人勉仁会東小樽病院	札幌市豊平区月寒東2条18丁目 医療法人社団康和会札幌しらかば台病院	同
齋 藤 有	同	真狩村字真狩17番地46 真狩村国民健康保険診療所	真狩村字真狩17番地1 真狩村国民健康保険診療所	同 11. 2. 1
渡 部 琢 哉	整 形 外 科	札幌市白石区菊水4条2丁目3－54 国立札幌病院	俱知安町北4条東1丁目2 J A北海道厚生連俱知安厚生病院	同 15. 4. 1
吉 田 正 志	内 科	札幌市豊平区月寒東2条18丁目7－26 医療法人社団康和会札幌しらかば台病院	神恵内村大字神恵内村10番地 神恵内村立神恵内診療所	同
越 田 吉 一	同	登別市登別温泉町5番地 国立登別病院	小樽市新光1丁目7－10 医療法人輪生会朝里病院	同 11. 5. 8

越 野 督 央	心 臓 血 管 外 科	妹背牛町字妹背牛361－22 医療法人健康会妹背牛診療所	小樽市新光1丁目7－10 医療法人輪生会朝里病院	平成15. 4. 1
末 武 敬 司	脳 神 経 外 科	帯広市西13条南1丁目1－2 帯広脳神経外科病院	小樽市奥沢1丁目2－2 小樽脳神経外科病院	同
宮 下 恵 一	内 科	滝川市大町2丁目2番34号 滝川市立病院	滝川市泉町135－15 医療法人圭仁会佐藤病院	同 14. 4. 5
野 村 裕 紀	外 科	札幌市中央区南1条西16丁目291 札幌医科大学医学部附属病院	芦別市本町14番地 市立芦別病院	同 15. 4. 1
吉 田 英 人	脳 神 経 外 科	札幌市中央区南1条西14丁目 医療法人医仁会中村記念病院	滝川市西町1丁目2－5 医療法人幸陽会中垣脳神経外科病院	同
齊 藤 正 樹	内 科 ・ 神 経 内 科	札幌市手稲区手稲金山124 手稲ロイヤル病院	砂川市西4条北2丁目1－1 砂川市立病院	同
作 田 剛 規	泌 尿 器 科	札幌市豊平区平岸1条6丁目3－40 幌南病院	岩見沢市4条東16丁目5番地 労働福祉事業団岩見沢労災病院	同
大 江 成 博	外 科	北見市高栄西町1丁目1－2 道立北見病院	夕張市杜光6番地 夕張市立総合病院	同
渡 部 嘉 彦	泌 尿 器 科	稚内市中央4丁目11番6号 市立稚内病院	深川市5条6－10 深川市立総合病院	同
坂 上 哲 司	内 科	苫小牧市見山町1丁目8－23 勤医協苫小牧病院	芦別市北2条西1丁目2 勤医協芦別平和診療所	同 15. 4. 7
木 田 史 朗	同	歌志内市字中村26番地2 勤医協神威診療所	芦別市北2条西1丁目2 勤医協芦別平和診療所	同
鍋 田 裕 樹	整 形 外 科	札幌市中央区南1条西16丁目291 札幌医科大学医学部附属病院	滝川市大町2丁目2－34 滝川市立病院	同 15. 4. 1
下 沢 英 二	外 科	函館市富岡町2丁目10－10 函館市医師会病院	栗山町朝日3丁目2 栗山赤十字病院	同
中 村 幸 泰	同	遠別町字本町1丁目3番地 遠別町立国保病院	福岡市へ転出	同 14. 3.31
大 山 格	泌 尿 器 科	苫小牧市本幸町1丁目2番21号 苫小牧市立総合病院	留萌市東雲町2－16 留萌市立病院	同 15. 4. 1
川 田 佳 克	脳 神 経 外 科	旭川市4条通11丁目右3号 医療法人回生会大西病院	留萌市東雲町2－16 留萌市立病院	同
加 谷 光 規	整 形 外 科	釧路市新栄町21－14 総合病院釧路赤十字病院	留萌市東雲町2－16 留萌市立病院	同
小 田 正 裕	内 科	滝川市江部乙町1452－1 医療法人優仁会 若葉台病院	遠別町本町1丁目3番地 遠別町立国保病院	同 15. 5.19
伊 藤 久美子	外 科	美瑛町中町3－8－38 美瑛町立病院	稚内市中央4丁目11－6 市立稚内病院	同 15. 4. 1

中 川 智 徳	外 科	札幌市西区山の手5条7丁目1－1 国立療養所西札幌病院	稚内市中央4丁目11－6 市立稚内病院	平成15. 4. 1
細 田 充 主	同	帯広市東5条南9丁目2番地 社会福祉法人北海道社会事業協会帯広病院	稚内市中央4丁目11－6 市立稚内病院	同
蓑 島 聡	脳 神 経 外 科	小樽市長橋3丁目11－1 市立小樽第二病院	稚内市中央4丁目11－6 市立稚内病院	同
堀 内 成 好	同	室蘭市新富町1丁目5－13 医療法人社団カレスアライアンス日鋼記念病院	札幌市中央区北1条東1丁目2－3 医療法人財団敬和会時計台病院	同 15. 4.25
小 杉 尚	内 科	苫小牧市見山町1丁目8－23 勤医協苫小牧病院	札幌市白石区菊水4条1丁目8－22 勤医協札幌病院	同 15. 4. 7
伊 丹 儀 友	内 科 ・ 小 児 科	室蘭市新富町1丁目5－13 医療法人社団カレスアライアンス日鋼記念病院	室蘭市東町5丁目3－5 医療法人社団カレスアライアンス東室蘭サテライトクリニック	同 15. 4. 1
萩 原 誠	内 科	札幌市中央区南1条西16丁目291 札幌医科大学附属病院	室蘭市山手町3丁目8－1 市立室蘭総合病院	同 15. 4. 3
前 田 征 洋	同	美唄市西2条北1丁目1－1 市立美唄病院	室蘭市知利別1－45 新日鐵室蘭総合病院	同 15. 4. 1
岡 田 齊	同	札幌市中央区北11条西13丁目1－1 市立札幌病院	室蘭市新富町1丁目5－13 医療法人社団カレスアライアンス日鋼記念病院	同
磯 貝 哲 整	形 外 科	札幌市中央区南1条西16丁目291 札幌医科大学医学部附属病院	室蘭市新富町1丁目5－13 医療法人社団カレスアライアンス日鋼記念病院	同
倉 田 佳 明	同	函館市堀川町6－21 函館赤十字病院	室蘭市新富町1丁目5－13 医療法人社団カレスアライアンス日鋼記念病院	同
大下倉 藤 生	泌 尿 器 科	小樽市若松1丁目2－1 市立小樽病院	苫小牧市本幸町1丁目2番21号 苫小牧市立総合病院	同
小 熊 大 士	整 形 外 科	留萌市東雲町2－16 留萌市立総合病院	室蘭市山手町3丁目8－1 市立室蘭総合病院	同
久 世 彰 彦	内 科	札幌市南区白川1814 国立療養所札幌南病院	厚真町字本郷36－11 厚真リハビリ附属診療所	同
今 田 彰 浩	呼 吸 器 科	釧路市春湖台1－12 市立釧路総合病院	士幌町字士幌西2線167番地 士幌町国民健康保険病院	同
吉 川 純 平	脳 神 経 外 科	帯広市西6条南8丁目1 J A北海道厚生連帯広厚生病院	帯広市西13条南1丁目1－2 帯広脳神経外科病院	同
川 原 孝 久	同	留萌市東雲町2－16 留萌市立病院	帯広市西13条南1丁目1－2 帯広脳神経外科病院	同
越 智 勝 治	循環器科・外科・心臓血管外科	札幌市厚別区厚別中央2条4丁目9－25 新札幌循環器内科	広尾町公園通南4丁目1番地 広尾町国民健康保険病院	同 12. 4. 1
長 谷 泰 司	外 科	札幌市豊平区中の島1条8丁目3－18 北海道社会保険病院	帯広市東5条南9丁目2番地 社会福祉法人北海道社会事業協会帯広病院	同 15. 4. 1

高 橋 邦 康	内 科 ・ 外 科	静内町緑町4丁目5－1 静内町立病院	陸別町字陸別東2条3丁目1 陸別町国民健康保険診療所	平成14. 4. 1
池 田 和 雄	内 科	厚岸町字住の江町3番地の63 町立厚岸病院	士幌町字士幌西2線167番地 士幌町国民健康保険病院	同 15. 4. 1
高 橋 亨	同	札幌市中央区南1条西16丁目291 札幌医科大学医学部附属病院	帯広市西6条南8丁目1－1 ＪＡ北海道厚生連帯広厚生病院	同
渡 邊 一 正	耳 鼻 咽 喉 科	札幌市中央区南1条西16丁目291 札幌医科大学医学部附属病院	帯広市西6条南8丁目1－1 ＪＡ北海道厚生連帯広厚生病院	同 14.10. 1
上 林 正 昭	外 科	厚岸町字住の江町3番地の63 町立厚岸病院	標茶町開運4丁目1 標茶町立病院	同 15. 4. 1
原 田 英 之	内 科 ・ 心 臓 血 管 外 科	釧路市桜ヶ岡1丁目4番26号 北海道立釧路病院	釧路市星が浦大通3丁目9－13 医療法人孝仁会星が浦病院	同 14.11. 1
佐々木 悟	内 科	函館市中道2丁目51－1 道南勤医協 函館稜北病院	釧路市治水町3番14号 道東勤医協 釧路協立病院	同 15. 2. 3
辰 巳 研 一	小 児 科	札幌市白石区菊水4条1丁目 勤医協札幌病院	釧路市治水町3番14号 道東勤医協 釧路協立病院	同
高 桑 良 平	外 科	札幌市東区伏古10条2丁目15－1 勤医協中央病院	釧路市治水町3番14号 道東勤医協 釧路協立病院	同 15. 1. 6
坂 本 和 也	泌 尿 器 科	網走市北6条西1丁目9番地 ＪＡ北海道厚生連網走厚生病院	釧路市春湖台1－12 市立釧路総合病院	同 15. 4. 1
山 崎 左 雪	外 科	札幌市東区伏古10条2丁目15－1 勤医協中央病院	釧路市治水町3番14号 道東勤医協 釧路協立病院	同 15. 4. 7
堀 毛 清 史	内 科	札幌市北区新琴似10条2丁目 勤医協札幌北区病院	釧路市治水町3番14号 道東勤医協 釧路協立病院	同 15. 4. 1
田 中 久 史	心 臓 血 管 外 科 ・ 外 科	札幌市東区北27条東8丁目1－6 カレスサッポロ北光記念病院	釧路市桜ヶ岡1丁目4－26 北海道立釧路病院	同
辰 巳 研 一	小 児 科	釧路市治水町3－14 道東勤医協 釧路協立病院	札幌市白石区菊水4条1丁目 勤医協札幌病院	同
高 梨 節 二	外 科	札幌市東区伏古10条2丁目 勤医協中央病院	釧路市治水町3－14 道東勤医協 釧路協立病院	同 15. 5. 5
土 屋 邦 彦	泌 尿 器 科	小樽市若松1丁目2－1 市立小樽病院	釧路市春湖台1－12 市立釧路総合病院	同 15. 4. 1
馬 場 俊 雄	循 環 器 科 ・ 外 科	釧路市桜ヶ岡1丁目4－26 道立釧路病院	釧路市星が浦大通3丁目9－13 医療法人孝仁会 星が浦病院	同
畑 大	内 科	帯広市西6条南8丁目1－1 ＪＡ北海道厚生連帯広厚生病院	釧路市中園町13－23 釧路労災病院	同
津 村 敬	整 形 外 科	北見市北6条東2丁目1番地 総合病院北見赤十字病院	根室市有磯町1丁目2番地 市立根室病院	同

田 辺 利 男 内

科 釧路市治水町3－14
道東勤医協 釧路協立病院

根室市曙町3－3
道東勤医協ねむる医院

平成15. 4. 7

後 藤 義 治 内

科 門別町本町29
門別町国保病院

根室市西浜町5丁目89
老人保健施設セラピーこぞくら

同 13.12.28

北海道告示第1152号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年10月27日までに北海道釧路支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年6月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 中園タウンショッピングセンター
釧路市中園町10番1号ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社福原 代表取締役 福原 朋治
帯広市西22条北1丁目13番地

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	住 所	代 表 者 の 氏 名
株式会社福原	帯広市西22条北1丁目13番地	代表取締役 福原 朋治
株式会社ツルハ	札幌市東区北24条東20丁目1番24号	代表取締役 鶴羽 樹
(未定)		

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成16年2月7日

(5) 大規模小売店舗の店舗面積の合計

1,674㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 76台

イ 駐輪場の収容台数 25台

ウ 荷さばき施設の面積 187㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 28㎡

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者 名	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社福原	午 前 9 時	翌午前0時
株式会社ツルハ		
(未定)		午後10時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から翌午前0時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数 4箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成15年6月6日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課、北海道釧路支庁商工労働観光課及び釧路市経済水産部商業労政課

(2) 縦覧期間

平成15年6月27日（金）から10月27日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、釧路市は午前9時から午後5時15分まで。

北海道告示第1153号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成15年10月27日までに北海道檜山支庁商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

平成15年6月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社テーオー小笠原 代表取締役 小笠原 正
函館市港町三丁目18番15号

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イエローグローブ江差店
檜山郡江差町字伏木戸町574番地ほか

- (3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）2,278㎡

（変更後）2,623㎡

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数

（変更前）76台

（変更後）117台

ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）午後7時30分

（変更後）午後8時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前8時30分から午後8時まで

（変更後）午前8時30分から午後8時30分まで

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

（変更前）2箇所（入口1箇所、出口1箇所）

（変更後）3箇所（入口1箇所、出口1箇所、出入口1箇所）

- (4) 変更する年月日

上記ウの(ア)及び(イ)は平成15年7月1日、それ以外は平成16年2月18日

- (5) 上記(3)の変更に係るもの以外の事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社テーオー小笠原 代表取締役 小笠原 正

函館市港町三丁目18番15号

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐輪場の収容台数

10台

(イ) 荷さばき施設の面積

51㎡

(ウ) 廃棄物等の保管施設の容量

12㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前9時

(イ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時から午後8時まで

2 届出年月日

平成15年6月17日

3 届出書等の縦覧

- (1) 縦覧場所

北海道経済部地域産業課及び北海道檜山支庁商工労働観光課

- (2) 縦覧期間

平成15年6月27日（金）から10月27日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第1154号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年6月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日 土地改良区名

平成15.6.19	上磯土地改良区	同	同	(農道)	同	13. 2.20
同 15.6.17	旭鷹土地改良区	同	同	(農用地造成)	同	12. 8.21
同	穂別町土地改良区	同	同	(暗きょ)	同	12.12.28
同 15.6.19	追分町土地改良区	同	同	(土層改良)	同	
北海道告示第1155号						
次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。						
その関係書類は、平成15年 6月30日から20日間、一般の縦覧に供する。						
平成15年 6月27日						
北海道知事 高 橋 はるみ						
地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所				
岩 幌 南	土地改良総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、暗きょ、区画整理、農道)	北海道空知支庁				
岩 幌 中	土地改良総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、暗きょ、農道)	同				
赤 川 第 2	土地改良総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、暗きょ、区画整理)	同				
下 美	土地改良総合整備 [担い手支援型] (農業用排水、暗きょ)	同				
津 別 中 央	国営附帯道営農地防災 (農地保全、暗きょ、整地)	北海道網走支庁				
大 昭	畑地帯総合整備 (農業用排水、農道、暗きょ、区画整理、農地保全、客土)	同				
西 吉 野	畑地帯総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、農道、暗きょ、農用地造成、区画整理、農地保全、土層改良)	北海道十勝支庁				
士 幌 南	畑地帯総合整備 [担い手育成型] (農業用排水、農道、暗きょ、農地保全、土層改良、区画整理)	同				
北 居 辺	畑地帯総合整備 [担い手支援型] (農業用排水、区画整理、暗きょ、土層改良)	同				
北海道告示第1156号						
次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の 2 第 3 項の規定により公告する。						
平成15年 6月27日						
北海道知事 高 橋 はるみ						
地 区 名	事 業 の 種 類	完 了 年 月 日				
豊 川	畑地帯総合整備 [担い手育成型] (農業用排水)	平成12.11.20				
同	同	同				
同	同	同				
同	同	同				
兵 村	同	同				
同	同	同				
同	同	同				
同	同	同				
同	同	同				
西 部	同	同				
同	同	同				
同	同	同				
同	同	同				
同	同	同				
斜 里 東 部	同	同				
同	同	同				
同	同	同				
同	同	同				
同	同	同				
北 見 豊 郷	同	同				
同	同	同				
同	同	同				
同	同	同				
同	同	同				
同	同	同				
福 山 第 2	畑地帯総合整備 [緊急整備型] (農業用排水)	同				
同	同	同				
同	同	同				
美 園	緊急生産調整推進排水対策特別 (農業用排水)	同				
川 北	ため池等整備 [用排水施設整備]	同				
日 吉	湛水防除 (小規模)	同				
小 清 水	中山間地域総合整備 (ほ場整備)	同				
同	同	同				
同	同	同				

小 清 水	中山間地域総合整備（農用地改良保全）	平成14.12.10
西 倉	農免農道整備	同 14. 8.30
上 斜 里	同	同 14. 8.20
活 汲	一農道整備（広域関連）	同 14. 9.20

北海道告示第1157号

漁港漁場整備法（昭和25年5月2日法律第137号）第17条第1項の規定により、次の地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を策定した。

計画書は大冊のため省略し、その計画書は、関係支庁経済部水産課に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、同法第17条第4項の規定により実施した計画（案）の縦覧に際し、提出された意見は、次のとおりである。

平成15年6月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 計画地区及び縦覧場所

計画地区名	縦 覧 場 所
斜 里	北海道網走支庁経済部水産課
島 牧	北海道後志支庁経済部水産課

2 計画（案）に対する提出意見

該当なし

北海道告示第1158号

漁港漁場整備法（昭和25年5月2日法律第137号）第17条第10項の規定により、次の地区に係る特定漁港漁場整備事業変更計画を策定した。

計画書は大冊のため省略し、その計画書は、関係支庁経済部水産課に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、同法第17条第4項の規定により実施した変更計画（案）の縦覧に際し、提出された意見は、次のとおりである。

平成15年6月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 変更計画地区及び縦覧場所

変更計画地区名	縦 覧 場 所
枝 幸	北海道宗谷支庁経済部水産課
渡 島 南 部	北海道渡島支庁経済部水産課
伊 達	北海道胆振支庁経済部水産課

2 変更計画（案）に対する提出意見
該当なし**北海道告示第1159号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年6月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

- （1）調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船海王丸上架修理工事 一式
- （2）調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- （3）履 行 期 日 平成15年9月30日
- （4）履 行 場 所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- （1）平成15年北海道告示第17号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- （2）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- （3）総トン数300トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。
- （4）造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特種上架台及び斜路）を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- （1）この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年6月27日から7月11日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部漁業指導課

- （2）審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業指導課

5 入札執行の場所及び日時

- （1）入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁10階1号会議室（送

付による場合は、郵便番号 060－8588 北海道水産林務部漁業指導課) (2) 入 札 日 時 平成15年 8 月 8 日 午後 2 時 (送付による場合は、必着) (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) 相当額を含む。) の100分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の 7 及び北海道財務規則 (昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。) 第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 北海道水産林務部漁業指導課 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 落 札 者 の 決 定 方 法 財務規則第151条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札 (有効な入札に限る。) した者を落札者とする。 9 契 約 書 作 成 の 要 否 要 10 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道水産林務部漁業指導課	イ 所 在 地 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 電話番号 011－231－4111 内線 28－420 (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (6) この入札の執行は、公開する。 (7) 詳細は、入札説明書による。 11 Summary A. Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel KAIO-MARU Repair Service 1 set B. Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., August 8, 2003 C. Contact point for notice : Fishing Guidance Division, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Nishi 6-Chome, Kita 3-Jo, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan Phone : 011-231-4111 Extension 28-420 北海道告示第1160号 次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成15年 6 月27日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船はくと上架修理工事 一式 (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 履 行 期 日 平成15年 9 月18日 (4) 履 行 場 所 造船所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 総トン数150トン型船舶 (鋼船) の修理の能力を持っていること。 (4) 造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備 (特種上架台及び斜路) を有し、かつ、認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
---	--

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年6月27日から7月11日まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部漁業指導課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業指導課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁10階1号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 北海道水産林務部漁業指導課）

(2) 入 札 日 時 平成15年8月8日 午後2時30分（送付による場合は、必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業指導課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落 札 者 の 決 定 方 法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契 約 書 作 成 の 要 否

10 そ の 他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道水産林務部漁業指導課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011-231-4111 内線 28-420

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

A. Nature and quantity of the services to be procured :

Fishery inspection vessel HOKUTO Repair Service 1 set

B. Bid tendering date and time : 2:30 P. M., August 8, 2003

C. Contact point for notice : Fishing Guidance Division, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Nishi 6-Chome, Kita 3-Jo, Chuo-Ku, Sapporo,
Hokkaido 060-8588 Japan
Phone : 011-231-4111 Extension 28-420

北海道告示第1161号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成15年6月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 保安林予定森林の所在場所 勇払郡追分町旭896の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
旭896の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振支庁経済部林務課及び追分町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1162号

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
三笠栗山線	三笠市萱野368番1地先から 岩見沢市上志文町550番4地先まで	前	14.30mから 39.00mまで	3,314.50m	――	北海道札幌土木現業所
		前	17.63mから 58.80mまで	4,010.00m	――	
宝水岩見沢線	三笠市萱野368番地先から 岩見沢市上志文町815番2地先まで 岩見沢市宝水町223番1地先（道道三笠栗山線交点）から 岩見沢市日の出町482番17地先まで 岩見沢市宝水町271番地先（道道三笠栗山線交点）から 岩見沢市宝水町482番17地先まで 岩見沢市宝水町222番4地先から 岩見沢市日の出町482番17地先まで 岩見沢市宝水町271番3地先から 岩見沢市日の出町482番17地先まで	後	17.63mから 58.80mまで	4,010.00m	――	同
		前	5.87mから 34.00mまで	1,130.50m	道道三笠栗山線における14.32mの間	
		前	12.50mから 47.50mまで	1,359.95m	道道三笠栗山線における276.00mの間	
		後	5.87mから 34.00mまで	1,130.50m	――	
		後	12.50mから 47.50mまで	1,359.95m	道道三笠栗山線における29.00mの間	

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成15年6月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 川上郡標茶町字栄229の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路支庁経済部林務課及び標茶町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1163号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年6月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第1164号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年6月27日

老事業区107林班い2小班地先まで

北海道告示第1165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年6月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、区域及び縦覧場所

路線名	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間	縦 覧 場 所
札幌夕張線	夕張郡長沼町字馬追原野1772番2地先（河川敷地）から夕張郡長沼町字馬追原野国有林空知森林管理署67林班へ小班地先まで	前	41.50mから 45.00mまで	300.00m	—	北海道札幌土木現業所
		後	41.50mから 82.00mまで	300.00m	—	
城丘江差線	檜山郡厚沢部町字上の山128番2地先から檜山郡厚沢部町字松園町12番1地先まで	前	8.40mから 18.50mまで	805.47m	—	北海道函館土木現業所
		後	18.50mから 81.80mまで	805.47m	—	
老古美小沢停車場線	岩内郡共和町小沢1991番地先から岩内郡共和町ワイス1437番2地先まで	前	8.00mから 90.00mまで	2,828.00m	—	北海道小樽土木現業所
		後	8.00mから 105.00mまで	2,828.00m	—	

北海道告示第1166号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、公有水面の埋立ての承認を受けたい旨、次のとおり出願があった。

その願書及び関係図書は、北海道留萌土木現業所に備え置いて、告示の日から起算して3週間、公衆の縦覧に供する。

平成15年6月27日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 出願の年月日 平成15年5月1日

2 出願のあった国の官庁

- (1) 名 称 農林水産省
(2) 住 所 東京都千代田区霞が関1の2の1
(3) 代表者の氏名 農林水産大臣臨時代理 国務大臣 谷垣 禎一

3 埋立区域

- (1) 位 置 苫前郡苫前町字苫前83番1、85番2及び508番地先の公有水面

- (2) 区 域

A区域 次の①の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点とを結んだ線によって囲まれた区域

①の地点	苫前漁港原点（北緯44度18分55秒849、東経141度39分16秒961、X＝35,227.235、Y＝－47,487.353）から方向角268度19分27秒の方向559.30mの地点	①の地点	㊸の地点から方向角160度29分54秒の方向86.64mの地点
②の地点	①の地点から方向角340度29分53秒の方向88.17mの地点	㊹の地点	①の地点から方向角115度29分52秒の方向28.28mの地点
③の地点	②の地点から方向角70度29分53秒の方向290.00mの地点	㊺の地点	㊹の地点から方向角250度29分06秒の方向60.00mの地点
④の地点	③の地点から方向角160度29分54秒の方向60.00mの地点	㊻の地点	㊺の地点から方向角265度15分27秒の方向28.54mの地点
⑤の地点	④の地点から方向角250度29分53秒の方向230.00mの地点	㊼の地点	㊻の地点から方向角251度16分17秒の方向151.12mの地点
⑥の地点	⑤の地点から方向角160度29分54秒の方向17.39mの地点	(3) 面 積	82,180.47㎡
⑦の地点	⑥の地点から方向角269度30分36秒の方向4.55mの地点	5 埋立地の用途	漁港施設用地
⑧の地点	⑦の地点から方向角263度02分44秒の方向51.20mの地点	北海道告示第1167号	
B区域	次の㊹の地点から㊼の地点までを順次に結んだ線及び㊹の地点と㊼の地点とを結んだ線によって囲まれた区域	公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。	
⑨の地点	苫前漁港原点（北緯44度18分55秒849、東経141度39分16秒961、X＝35,227.235、Y＝－47,487.353）から方向角266度02分28秒の方向490.38mの地点	平成15年6月27日	
⑩の地点	⑨の地点から方向角160度29分52秒の方向102.00mの地点	北海道知事 高 橋 はるみ	
⑪の地点	⑩の地点から方向角251度16分18秒の方向54.51mの地点	1(1) しゅん功認可の年月日	平成15年6月19日
⑫の地点	⑪の地点から方向角160度29分47秒の方向2.00mの地点	(2) しゅん功認可を受けた者	
⑬の地点	⑫の地点から方向角250度30分10秒の方向5.49mの地点	ア 氏 名 又 は 名 称	北海道
⑭の地点	⑬の地点から方向角340度29分52秒の方向99.71mの地点	イ 住 所	札幌市中央区北3条西6丁目
(3) 面 積	A区域 18,082.89㎡ B区域 6,000.47㎡ 計 24,083.36㎡（海浜地盛土 3,503.46㎡）	ウ 代 表 者 の 氏 名	北海道知事 高橋はるみ
4 埋立てに関する工事の施行区域		(3) 埋 立 区 域	
(1) 位 置	苫前郡苫前町字苫前83番1、85番2及び508番地先	ア 位 置	厚田郡厚田村大字厚田村1182番、3番49及び2番33地先の公有水面
(2) 区 域	次の㊴の地点から㊼の地点までを順次に結んだ線及び㊴の地点と㊼の地点とを結んだ線によって囲まれた区域	イ 区 域	
㊴の地点	苫前漁港原点（北緯44度18分55秒849、東経141度39分16秒961、X＝35,227.235、Y＝－47,487.353）から方向角261度56分52秒の方向543.26mの地点	A区域	次の1の地点から4の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と4の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
㊵の地点	㊴の地点から方向角250度29分52秒の方向20.00mの地点	1の地点	漁港原点（北緯43度23分48秒、東経141度26分02秒）から方向角270度43分06秒の方向0.95mの地点
㊶の地点	㊵の地点から方向角340度29分53秒の方向171.55mの地点	2の地点	1の地点から方向角269度53分21秒の方向42.44mの地点
㊷の地点	㊶の地点から方向角70度29分53秒の方向443.21mの地点	3の地点	2の地点から方向角179度15分16秒の方向10.68mの地点
㊸の地点	㊷の地点から方向角160度29分51秒の方向76.82mの地点	4の地点	3の地点から方向角89度35分27秒の方向42.42mの地点
㊹の地点	㊸の地点から方向角230度21分58秒の方向217.81mの地点	B区域	次の5の地点から12の地点までを順次に結んだ線及び5の地点と12の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
		5の地点	漁港原点（北緯43度23分48秒、東経141度26分02秒）から方向角183度54分25秒の方向11.97mの地点

6の地点 7の地点 8の地点 9の地点 10の地点 11の地点 12の地点 C区域	5の地点から方向角269度35分27秒の方向42.42mの地点 6の地点から方向角179度15分09秒の方向7.81mの地点 7の地点から方向角89度53分25秒の方向62.12mの地点 8の地点から方向角359度08分57秒の方向1.01mの地点 9の地点から方向角89度53分31秒の方向7.42mの地点 10の地点から方向角344度21分59秒の方向6.10mの地点 11の地点から方向角270度45分52秒の方向25.55mの地点 次の13の地点から21の地点までを順次に結んだ線及び13の地点と21の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）	2(1) しゅん功認可の年月日 (2) しゅん功認可を受けた者 ア 氏 名 又 は 名 称 イ 住 所 ウ 代 表 者 の 氏 名 (3) 埋 立 区 域 ア 位 置 イ 区 域	平成15年6月19日 北海道 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道知事 高橋はるみ 厚田郡厚田村大字厚田村1243番地先の公有水面 次の1の地点から6の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と6の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
13の地点 14の地点 15の地点 16の地点 17の地点 18の地点 19の地点 20の地点 21の地点 D区域	漁港原点（北緯43度23分48秒、東経141度26分02秒）から方向角130度48分36秒の方向36.75mの地点 13の地点から方向角269度53分44秒の方向8.76mの地点 14の地点から方向角179度07分15秒の方向30.50mの地点 15の地点から方向角88度02分52秒の方向5.13mの地点 16の地点から方向角83度29分08秒の方向0.90mの地点 17の地点から方向角78度27分33秒の方向1.26mの地点 18の地点から方向角0度0分0秒の方向0.24mの地点 19の地点から方向角79度34分26秒の方向8.95mの地点 20の地点から方向角344度41分13秒の方向15.63mの地点 次の22の地点から25の地点までを順次に結んだ線及び22の地点と25の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）	1の地点 2の地点 3の地点 4の地点 5の地点 6の地点 ウ 面 積 (4) 免 許 年 月 日 及 び 番 号 (5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	漁港原点（北緯43度23分48秒、東経141度26分02秒）から方向角146度45分53秒の方向62.61mの地点 1の地点から方向角259度34分16秒の方向7.65mの地点 2の地点から方向角179度55分48秒の方向70.31mの地点 3の地点から方向角89度51分50秒の方向26.12mの地点 4の地点から方向角348度52分06秒の方向23.65mの地点 5の地点から方向角257度58分06秒の方向4.50mの地点 1,140.90m ² 昭和63年6月6日 砂防第265号指令 厚田村
22の地点 23の地点 24の地点 25の地点 ウ 面 積 (4) 免 許 年 月 日 及 び 番 号 (5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	漁港原点（北緯43度23分48秒、東経141度26分02秒）から方向角156度51分31秒の方向134.86mの地点 22の地点から方向角269度51分57秒の方向19.21mの地点 23の地点から方向角179度55分42秒の方向4.00mの地点 24の地点から方向角89度51分55秒の方向20.00mの地点 A区域 448.58m ² B区域 516.26m ² C区域 373.84m ² D区域 78.43m ² 計 1,417.11m ² 昭和57年5月21日 港湾第61号指令 厚田村	3(1) しゅん功認可の年月日 (2) しゅん功認可を受けた者 ア 氏 名 又 は 名 称 イ 住 所 ウ 代 表 者 の 氏 名 (3) 埋 立 区 域 ア 位 置 イ 区 域 イの地点 ロの地点	平成15年6月19日 北海道 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道知事 高橋はるみ 厚田郡厚田村大字厚田村1181番地先の公有水面 次のイの地点からロの地点までを順次に結んだ線及びイの地点とロの地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用） 漁港原点（北緯43度23分48秒、東経141度26分02秒）から方向角356度36分47秒の方向182.74mの地点 イの地点から方向角214度28分24秒の方向6.18mの地点

ハの地点 ニの地点 ホの地点 ヘの地点 トの地点 チの地点 ウ 面 積 (4) 免許年月日及び番号 (5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	ロの地点から方向角285度55分22秒の方向2.07mの地点 ハの地点から方向角300度03分04秒の方向3.13mの地点 ニの地点から方向角213度58分23秒の方向50.07mの地点 ホの地点から方向角341度16分32秒の方向0.75mの地点 ヘの地点から方向角244度36分04秒の方向7.82mの地点 トの地点から方向角269度46分48秒の方向125.55mの地点 チの地点から方向角359度49分24秒の方向47.00mの地点 6,923.88㎡ 平成7年7月20日 砂防第3052号指令 厚田村	(4) 免許年月日及び番号 (5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 平成14年4月10日 砂防第38－1号指令 利尻富士町
4(1) しゅん功認可の年月日 (2) しゅん功認可を受けた者 ア 氏 名 又 は 名 称 イ 住 所 ウ 代 表 者 の 氏 名 (3) 埋 立 区 域 ア 位 置 イ 区 域 ①の地点 ②の地点 ③の地点 ④の地点 ⑤の地点 ⑥の地点 ⑦の地点 ⑧の地点 ⑨の地点 ⑩の地点 ウ 面 積	平成15年6月18日 北海道 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道知事 高橋はるみ 利尻郡利尻富士町鴛泊字大磯226番地先の公有水面 次の①の地点から⑩の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑩の地点とを結んだ線によって囲まれた区域 三等三角点於頓泊（X＝138,591.167、Y＝－84,004.037）から方向角271度59分53秒の方向487.06mの地点 ①の地点から方向角309度57分58秒の方向103.04mの地点 ②の地点から方向角26度57分46秒の方向8.50mの地点 ③の地点から方向角116度58分03秒の方向7.00mの地点 ④の地点から方向角129度59分41秒の方向40.39mの地点 ⑤の地点から方向角174度39分21秒の方向4.12mの地点 ⑥の地点から方向角220度39分02秒の方向0.50mの地点 ⑦の地点から方向角129度59分35秒の方向36.71mの地点 ⑧の地点から方向角219度54分37秒の方向0.98mの地点 ⑨の地点から方向角129度57分42秒の方向18.10mの地点 810.77㎡	北海道告示第1168号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。 平成15年6月27日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 施行者の名称 2 都市計画事業の種類及び名称 3 事業計画 (1) 事業地 ア 収用の部分 イ 使用の部分 (2) 事業施行期間 岩内町 岩内圏都市計画下水道事業 岩内・共和公共下水道 変更なし 平成11年北海道告示第1689号事業地のうち岩内郡岩内町字相生を加え、岩内郡岩内町字東山、字大浜、字万代、字栄、字高台及び字清住において事業地を変更する。 平成11年10月1日から平成22年3月31日まで
平成15年6月27日（金曜日） 北 海 道 公 報 第1479号 277		

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第13号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条第1項の規定により公告する。

平成15年6月27日

北海道石狩支庁長 渡 部 道 博

- | | | |
|---|---------|-----------------------|
| 1 | 住 所 | 札幌市西区琴似1条1丁目6番8－1102号 |
| 2 | 商号又は名称 | 有限会社ロビズ |
| 3 | 氏 名 | 佐々木正吉 |
| 4 | 登録番号 | 北海道知事(1)石第02653号 |
| 5 | 登録取消年月日 | 平成15年6月17日 |

北海道石狩支庁告示第14号

次の貸金業者の所在及び営業所の所在地を確知できないので、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により当該貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成15年6月27日

北海道石狩支庁長 渡 部 道 博

- | | | |
|------|----------------|----------------------------|
| 1(1) | 住 所 | 札幌市中央区北3条西29丁目3番10－305号 |
| (2) | 商号又は名称 | キャッシングメイト |
| (3) | 氏 名 | 小 椋 唯喜 |
| (4) | 登録番号 | 北海道知事(1)石第02608号 |
| (5) | 主たる営業所の所在地 | 札幌市中央区北2条西2丁目4番地 マルホビル606号 |
| (6) | 従たる営業所の名称及び所在地 | なし |
| 2(1) | 住 所 | 札幌市白石区北郷7条9丁目9番23号 |
| (2) | 商号又は名称 | ホワイト・クレジット |
| (3) | 氏 名 | 五十嵐 勝美 |
| (4) | 登録番号 | 北海道知事(1)石第02442号 |
| (5) | 主たる営業所の所在地 | 札幌市白石区北郷7条9丁目9番23号 |
| (6) | 従たる営業所の名称及び所在地 | なし |

- | | | |
|------|----------------|-----------------------------|
| 3(1) | 住 所 | 札幌市中央区北6条西25丁目3－6 テクニカルビル2F |
| (2) | 商号又は名称 | 大丸ファイナンス |
| (3) | 氏 名 | 趙 徳顕（西山 徳顕） |
| (4) | 登録番号 | 北海道知事(1)石第02553号 |
| (5) | 主たる営業所の所在地 | 札幌市中央区南1条西5丁目6－3 キュートビル6F |
| (6) | 従たる営業所の名称及び所在地 | なし |

- | | | |
|------|----------------|------------------------------|
| 4(1) | 住 所 | 札幌市東区北15条東6丁目272－62 コーポ三澤102 |
| (2) | 商号又は名称 | 札幌トータルファイナンス |
| (3) | 氏 名 | 小池 泰司 |
| (4) | 登録番号 | 北海道知事(1)石第02613号 |
| (5) | 主たる営業所の所在地 | 札幌市中央区南3条西5丁目 三条美松ビル502 |
| (6) | 従たる営業所の名称及び所在地 | なし |

- | | | |
|------|----------------|-------------------------------|
| 5(1) | 住 所 | 札幌市白石区平和通4丁目南3－13 パークマンション303 |
| (2) | 商号又は名称 | ジャンボクレジット |
| (3) | 氏 名 | 佐藤 秀 |
| (4) | 登録番号 | 北海道知事(1)石第02419号 |
| (5) | 主たる営業所の所在地 | 札幌市白石区平和通4丁目南3－13 パークマンション303 |
| (6) | 従たる営業所の名称及び所在地 | なし |

- | | | |
|------|----------------|--------------------------------|
| 6(1) | 住 所 | 札幌市東区北20条東13丁目2－16 ドリームハウス20 |
| (2) | 商号又は名称 | 札幌信販 |
| (3) | 氏 名 | 板橋 透 |
| (4) | 登録番号 | 北海道知事(1)石第02366号 |
| (5) | 主たる営業所の所在地 | 札幌市豊平区平岸3条7丁目1－27 第33藤井ビル712号室 |
| (6) | 従たる営業所の名称及び所在地 | なし |

- | | | |
|------|--------|----------------------------|
| 7(1) | 住 所 | 札幌市清田区平岡3条2丁目10番3 メゾン笹202号 |
| (2) | 商号又は名称 | サンセイクレジット |
| (3) | 氏 名 | 轡田 浩二 |

(4) 登 録 番 号 北海道知事(1)石第02516号 (5) 主たる営業所の所在地 札幌市中央区南 3 条西 4 丁目21番10 キラク堂ビル 5 F (6) 従たる営業所の名称及び所在地 なし		貨物兼乗用自動車 1 台 交換契約により乗用自動車 1 台（2,000ccガソリン車）を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車 1 台（1,800ccガソリン車）を当該契約の相手方から調達する。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 限 平成15年 8 月 4 日 (4) 納 入 場 所 釧路土木現業所中標津出張所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 3 契約条項を示す場所 北海道釧路市双葉町 6 番10号 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道釧路市双葉町 6 番10号 北海道釧路土木現業所 2 階小会議室 (2) 入 札 日 時 平成15年 7 月 7 日 午前10時 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の 7 及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3 に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等による入札 郵便等又は電報による入札は、認めない。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要	
北海道上川支庁告示第23号 北海道種馬鈴しょ生産販売取締条例（昭和27年北海道条例第67号）第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり種馬鈴しょ集荷販売業者の登録をした。 なお、登録の有効期限は、登録の日からその翌々年の生産種馬鈴しょ取扱終了までとする。 平成15年 6 月27日 北海道上川支庁長 青 木 次 郎 登 録 登 録 年 月 日 住 所 氏 名 集荷地域番 号 上 川 平成15. 6.18 中川郡美深町字大通 北はるか農業協同組合 美 深 町第13号 北 2 丁目12番地			
北海道網走支庁告示第14号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 2 項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成15年 6 月27日 北海道網走支庁長 毛 利 明 雄 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 網走市字東網走102番 1 ほか 4 筆（第 2 工区） 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 網走市南 4 条東 2 丁目10番地 オホーツク網走農業協同組合 代表理事 菊地 稔 3 開発許可年月日及び番号 平成14年 3 月29日 網建指第13－13号			
道 釧 路 土 木 現 業 所 告 示			
北海道釧路土木現業所告示第 4 号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年 6 月27日 北海道釧路土木現業所長 長 栄 作 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量			

10 そ の 他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
ア 道が交換により取得する物品の価格及び道が交換に引き渡す物品の価格は、それぞれ消費税等を含めた額とすること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課
イ 所 在 地 郵便番号 085-0006 北海道釧路市双葉町6番10号
電話番号 0154-23-6111 内線 216
- (4) この入札の執行は、公開する。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁檜山教育局告示

北海道教育庁檜山教育局告示第7号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成15年6月27日

北海道教育庁檜山教育局長 内 田 幹 秀

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 一式 42台（職業科）
- 2 落札を決定した日
平成15年5月6日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社近藤商会
(2) 住 所 函館市西桔梗町589番地
- 4 落札金額（1月当たりの単価）
178,500円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成15年北海道教育庁檜山教育局告示第6号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁檜山教育局企画総務課
(2) 所在地 北海道檜山郡江差町字陣屋町336番地3

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年6月27日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則2-35

北海道人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

北海道人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則（北海道人事委員会規則2-23）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「郵送」を「郵送等」に改め、同条第1項中「郵送」の次に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による送付（以下「郵送等」という。）」を加える。

第11条（見出しを含む。）及び第16条（見出しを含む。）中「郵送」を「郵送等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年6月27日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則6-30

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則（北海道人事委員会規則6-6）の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、第13号を削り、第14号を第11号とする。

別表第2の4の項中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第11号までを2号ずつ繰り上げる。

別表第3の1の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成15年6月1日から適用する。

北海道職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年6月27日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則7-1045

北海道職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

北海道職員等の旅費支給規則（北海道人事委員会規則7-6）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「郵政事業庁」を「日本郵政公社」に改める。

第8条の3第1号中「ヴィエトナム」を「ベトナム」に、「カンボディア」を「カンボジア」に改め、「中華人民共和国」の次に「、東ティモール」を加え、「マレーシア」を「マレーシア」に改める。

第8条の4第1項の表港の欄中「ニュー・ヨーク」を「ニューヨーク」に、「ニュー・オルリンズ」を「ニューオリンズ」に、「ヴァンクーヴァー」を「バンクーバー」に、「サン・フランシスコ」を「サンフランシスコ」に、「ロス・アンジェルス」を「ロサンゼルス」に、「サン・ホセ」を「サンホセ」に、「ハヴァナ」を「ハバナ」に、「ポール・ト・フランス」を「ポルトフランス」に、「サント・ドミンゴ」を「サントドミンゴ」に、「ベレーン」を「ベレン」に、「マナオス」を「マナウス」に、「リオ・デ・ジャネイロ」を「リオデジャネイロ」に、「モンテヴィデオ」を「モンテビデオ」に、「ブエノス・アイレス」を「ブエノスアイレス」に、「モンロヴィア」を「モンロビア」に、「リーブルヴィル」を「リーブルビル」に改める。

第10条中「ロス・アンジェルス」を「ロサンゼルス」に、「ニュー・ヨーク」を「ニューヨーク」に、「サン・フランシスコ」を「サンフランシスコ」に、「ジュネーヴ」を「ジュネーブ」に、「アブ・ダビー」を「アブダビ」に、「ジェッダ」を「ジッダ」に、「クウェイト」を「クウェート」に、「リアド」を「リヤド」に改める。

第11条第2号中「モルドヴァ」を「モルドバ」に、「大ブリテン」を「英国」に、「サイプラス」を「キプロス」に改め、同条第3号中「クウェイト」を「クウェート」に、「ヨルダン」を「ヨルダン」に改め、同条第4号中「モルドヴァ」を「モルドバ」に改め、「インドネシア」の次に「、東ティモール」を加え、同条第6号中「ニュー・ジーランド」を「ニュージーランド」に改め、同条第7号中「セイシェル」を「セーシェル」に改める。

第12条中「スロヴァキア」を「スロバキア」に、「スロヴェニア」を「スロベニア」に、

「チェッコ」を「チェコ」に、「ボスニア・ヘルツェゴヴィナ」を「ボスニア・ヘルツェゴビナ」に、「マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国」を「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」に、「モルドヴァ」を「モルドバ」に、「ユーゴスラヴィア」を「セルビア・モンテネグロ」に、「ラトヴィア」を「ラトビア」に改める。

第13条中「マレイシア」を「マレーシア」に改め、「大韓民国」の次に「、東ティモール」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年6月27日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則7-1046

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-27）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「タイピスト、」を削る。

第14条第1項中「第27条第3項」を「第27条第4項」に、「第29条第3項」を「第29条第4項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年6月27日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則14-44

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14-1）の一部を次のように改正する。

別表議会事務局の項中「課長補佐 総務係長 秘書室の主幹 秘書係長」を「主幹（グループリーダーに限る。） 総務課の庶務を担当する主査 秘書室の主幹及び主査」に改め、同表知事部局の項本庁の事項を次のように改める。

本	庁	部長 部次長 局長 部室長 技監 課長 参事 部室次長 医療参事 課室長 課センター所長 主幹（グループリー
---	---	---

ダーに限る。） 代表課の庶務又は人事服務に係る事務を担当する主査 知事室の主幹（課に置かれるものを除く。）及び主査（課に置かれるものを除く。） 秘書課の主査 副知事秘書 行財政システム改革推進室の主幹（グループリーダーを除く。）及び予算の執行等における改善措置又は建設工事等に係る入札契約手続の監視の事務を担当する主査 職員監等 総務部総務課の庁舎の秩序維持に係る事務を担当する主査 守衛長 人事課の主査 財政課の予算事務の総括に係る事務を担当する主査 法制文書課の人事服務に係る法規文書の審査事務、争訟事務又は損害賠償に係る事務を担当する主査 北方領土対策本部の本部長及び副本部長 政策室の主幹（グループリーダーを除く。） 計画室の主幹（グループリーダーを除く。） 道民相談センターの所長 有珠山火山活動災害復興対策室の人事担当の主幹 医療指導参事 産業政策推進室の主幹 首席専門技術員 首席水産業専門技術員 船長 首席林業専門技術員 収用委員会事務局の事務局長 副出納長 出納局長 出納局次長 出納長秘書

別表知事部局の項心身障害者総合相談所の事項中「庶務課長」を「企画総務課長」に改め、同項大阪事務所の事項中「所長 副所長」を「所長」に改め、同項道民の森活動促進センターの事項中「所長 次長」を「所長」に改め、同項札幌医科大学の事項中「人事担当の主幹」の次に「（1人とする。）」を加え、「総務課の総務係長及び人事係長」を「総務係長人事係長」に改め、同表教育庁の項本庁の事項を次のように改める。

本 庁

教育長 部長 局長 教育指導監 課長 参事 課室長 主幹（グループリーダーに限る。） 総務課の教育長の秘書、庶務又は人事服務に係る事務を担当する主査 総務課の人事服務に係る事務を専ら担当する主任又は主事（1人とする。） 教職員課の教職員の勤務条件に係る事務又は県費負担教職員若しくは道立学校の教職員の人事を担当する主査（道立学校の教職員の人事を担当する主査は、1人とする。） 給与課の給与及び旅費の制度に係る事務を担当する主査 企画総務部の教職員の定数の管理に係る事務又は教職員団体に関する事務を担当する主査 医療参事

別表監査委員事務局の項中「課長補佐 総務係長」を「主幹 庶務を担当する主査」に改め、同表備考第4号を削り、同表備考第3号を同表備考第4号とし、同表備考第2号の次に次のように加える。

3 グループリーダーとは、グループにおいて職員の人事、給与又は服務に関する事務を担当する者をいう。

別表備考第5号中「ものをいい、人事委員会が指定するものに限る」を「者をいう」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第10号

平成13年北海道人事委員会告示第18号（市町村等へ派遣される職員に係る特地部局及びその級別並びに準特地部局の指定）の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から適用する。

平成15年6月27日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

第1項の表渡島支庁管内の項中

「 | 楸法華村字浜町 | 楸法華村役場 | 2 | 」を削

り、同表檜山支庁管内の項中

「 | 北檜山町字徳島 | 北檜山町役場 | 2 | 」を削

り、同表空知支庁管内の項中

「 | 月形町1219 | 月形町役場 | 1 | 」を削

り、同表上川支庁管内の項中

「 | 下川町幸町 | 下川町役場 | 1 | 」を

「 | 占冠村字シムカップ原野 | 占冠村役場 | 3 | に改
| 音威子府村字音威子府 | 音威子府村役場 | 2 | 」

め、同表留萌支庁管内の項中

「 | 羽幌町南町 | 羽幌町役場 | 2 | 」を削

り、同表網走支庁管内の項中

「	津別町字幸町	津別町役場	2	、
「	小清水町字小清水	小清水町役場	1	及び
「	丸瀬布町中町	丸瀬布町役場	2	を削
	西興部村字西興部	西興部村役場	3	
り、同表日高支庁管内の項中				
「	門別町字本町	門別町役場	2	を
「	平取町本町	平取町役場	2	に改
	門別町字本町	門別町役場	2	
	門別町富川東6丁目	門別町総合町民センター	1	
	静内町御幸町3丁目	静内町役場	1	
	えりも町字本町	えりも町役場	2	
め、同表十勝支庁管内の項中				
「	清水町南4条2丁目	清水町役場	1	を
	大樹町東本通	大樹町役場	2	
「	土幌町字土幌	土幌町役場	1	に改
	上土幌町字上土幌東3線	上土幌町役場	2	
	大樹町東本通	大樹町役場	2	
	大樹町暁町	大樹町高齢者保健福祉センターらいふ	2	
	豊頃町茂岩本町	豊頃町役場	2	
め、同表根室支庁管内の項中				
「	標津町北2条西1丁目	標津町役場	2	を
「	標津町北2条西1丁目	標津町役場	2	に改
	羅臼町栄町	羅臼町役場	3	
める。				
第2項の表渡島支庁管内の項中				

「	木古内町字本町	木古内町健康管理センター	を削
	長万部町字長万部	長万部町役場	
り、同表上川支庁管内の項中			
「	剣淵町字北剣淵兵村	剣淵町健康福祉総合センター	を
「	上川町南町	上川町役場	に改
め、同表胆振支庁管内の項を削り、同表根室支庁管内の項中			
「	根室市穂香	北方四島交流センター	を削
る。			
北海道人事委員会告示第11号			
平成13年北海道人事委員会告示第19号（派遣社会教育主事に係る特地部局及びその級別並びに準特地部局の指定）の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から適用する。			
平成15年6月27日			
北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄			
第1項の表を次のように改める。			
支庁管内	所 在 地	部 局 名	級別区分
石狩	千歳市モラップ	千歳市青年の家支笏湖青少年研修センター	3
渡島	福島町字三岳 楸法華村字浜町	福島町総合体育館 楸法華村教育委員会事務局	2 2
檜山	上ノ国町字大留 北檜山町字徳島	上ノ国町教育委員会事務局 北檜山町教育委員会事務局	2 2
後志	ニセコ町字富士見 京極町字京極	ニセコ町教育委員会事務局 京極町総合体育館	2 2
空知	月形町字知来乙 北竜町字和 幌加内町字親和	月形町教育委員会事務局 北竜町教育委員会事務局 幌加内町教育委員会事務局	1 1 3
上川	下川町幸町	下川町教育委員会事務局	1
留萌	苫前町字古丹別	苫前町公民館	2

宗谷	稚内市富士見4丁目	稚内市少年自然の家	2
	枝幸町本町	枝幸町教育委員会事務局	2
	歌登町東町	歌登町教育委員会事務局	2
網走	西興部村字西興部	西興部村公民館	3
胆振	洞爺村字洞爺町	洞爺村教育委員会事務局	3
	大滝村字本郷	大滝村教育委員会事務局	3
日高	日高町字日高	日高町教育委員会事務局	3
	平取町本町	平取町中央公民館	2
十勝	上士幌町字上士幌東3線	上士幌町教育委員会事務局	2
	鹿追町東町3丁目	鹿追町教育委員会事務局	1
	大樹町双葉町	大樹町教育委員会事務局	2
	豊頃町茂岩本町	豊頃町教育委員会事務局	2
	浦幌町字桜町	浦幌町教育委員会事務局	1
根室	別海町別海常盤町	別海町教育委員会事務局	2
	標津町南1条西5丁目	標津町生涯学習センター	2
	羅臼町栄町	羅臼町公民館	3

第2項の表檜山支庁管内の項、上川支庁管内の項及び日高支庁管内の項を削る。

道 人 事 委 員 会 公 告

平成15年度北海道職員採用初級試験を次のとおり行う。

平成15年6月27日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

1 試験区分、採用予定数及び職務内容

試験区分	採用予定数	職務内容
事務系	一般事務 約40名	知事部局、教育庁、各種委員会事務局等に勤務し、一般行政事務に従事する。 なお、採用は原則として、支庁、教育局その他の出先機関となる。
	警察事務 約5名	警察本部に勤務し、警察行政事務に従事する。 なお、採用は原則として、警察署その他の出先機関となる。

林業	約5名	知事部局に勤務し、それぞれの試験区分に応じた専門的業務に従事する。 なお、採用は原則として、支庁、土木現業所、森づくりセンターなどの出先機関となる。
農業	若干名	
農業土木	約10名	
水産	若干名	
土木	約5名	
建築	若干名	

試験区分のうち、事務系は一般事務と警察事務の2つの試験区分に分けて実施する。

受験者は、事務系（一般事務、警察事務）の区分の中で、第1志望、第2志望を選択することができる。

なお、事務系（一般事務、警察事務）の試験方法及び試験内容は共通となっており、受験者は第2志望で合格する場合がある。

採用予定数は、欠員の状況等により変更することがある。

申込みは1試験区分に限る。また、申込後は試験区分の変更は原則としてできない。

2 受験資格

昭和57年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者。ただし、次の者は、受験できない。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の各号のいずれかに該当する者

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日程、試験地等

試験	試験日	試験地	試験場
第1次試験	9月28日（日） 9時（着席）～ 14時45分（終了） 事務系（一般事務、警察事務）は13時45分終了	別表に掲げる道内14市町のうち希望する試験地で受験できる。	受験票で通知する。

第2次試験	10月下旬～11月上旬	第1次試験合格通知書で指定する。 (第1次試験地とは異なる場合がある。)
-------	-------------	---

4 試験方法及び内容

試験	試験種目	試験区分	解答時間	内 容
第1次試験	教養試験 (択一式)	全 試 験 区 分	2 時 間	公務員として必要な一般知識及び知能についての筆記試験
	作文試験	一 般 事 務 警 察 事 務	1 時 間	課題に対する理解力、文章による表現力などについての筆記試験
	専門試験 (択一式)	林業・農業土木 農業・土木・建築	2 時 間	各試験区分に応じて必要な専門的知識、能力などについての筆記試験。
	専門試験 (記述式)	水 産	2 時 間	出題分野は試験案内を参照のこと。
第2次試験	人物試験	第1次試験合格者に対して、個別面接及び適性検査を実施する。		

第1次試験問題の程度は、高校卒業程度のものである。

作文試験の評定は、教養試験の結果により行わない場合がある。

5 資 格 調 査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

6 合 格 発 表

試験	第1次試験合格者発表	最終合格者発表	掲 示 場 所
初 級 試 験	10月21日(火) 午前9時(予定)	12月5日(金) 午前9時(予定)	人事委員会事務局、各支庁、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所

合格者発表は受験番号のみにより行う。

また、合格者には合格通知書を送付する。合格通知書が発表の日から2日たっても到着しない場合には、至急、人事委員会事務局まで問い合わせること。

なお、ホームページ上 (<http://www.pref.hokkaido.jp>) でも合格者の受験番号を発表する。

7 試験結果の開示について

この試験の結果については、北海道個人情報保護条例(平成10年北海道条例第28号)第23条第1項の規定により、不合格となった者に限って口頭で開示を請求することができる。

受験者本人の場合は、本人であることを証明する書類(運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券、学生証等)を持参の上、また、受験者の法定代理人(ただし、法定代理人による請求は、受験者が請求時に未成年である場合に限る。)の場合は、法定代理人本人であることを証明する書類(法定代理人自身の運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等)を持参の上、午前9時から午後5時までの間に直接来庁すること(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。))。

開示請求できる人	開 示 期 間	開 示 内 容	開 示 場 所
第 1 次 試 験 不 合 格 者 又 は その 法定 代理人	平成15年10月21 日(火)～15年11 月20日(木)	第1次試験の 個別結果及び その成績順位	○北海道総務部法制文書課 行政情報センター (札幌市中央区北3条 西7丁目道庁別館3階) ○第1次試験の受験地の支庁 (石狩支庁を除く支庁の 行政情報コーナー)
第 2 次 試 験 不 合 格 者 又 は その 法定 代理人	平成15年12月5 日(金)～16年1 月5日(月)	第1次試験の 開示内容及び 総合順位	

8 合格から採用まで

(1) この試験の合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登録される。

この名簿は、原則として、平成16年4月以降の採用に対するもので、名簿の確定した日(最終合格者発表日)から1年間有効となる。

(2) 人事委員会は、各任命権者(知事・教育委員会・警察本部等)からの請求に応じて合格者を成績順に提示し、各任命権者では、身体検査などを行って採用者を決定する。

9 給 与 (次の額は、平成15年4月1日現在のもの)

初 任 給	諸 手 当
144,000円 (高校新卒)	扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、時間外勤務手当などがそれぞれの支給条件に応じて支給される。

初任給は、採用前の経歴等に応じて加算されることがある。

10 申 込 方 法

郵 送	申込方法	申込書の所定の欄に50円切手をはり、別表「初級試験第1次試験地及び申込先」のうち受験を希望する試験地の申込先に配達記録又は簡易書留で郵送すること。 なお、7月30日(水)以降に投函する場合は速達にすること。 受験票は、9月4日(木)ごろまでに発送する予定。 なお、9月11日(木)までに到着しないときは、人事委員会事務局に問い合わせること。
	受付期間	平成15年7月22日(火)～8月1日(金)(8月1日の消印有効)

インターネット	申込方法	北海道のホームページ（http://www.pref.hokkaido.jp）から「北海道職員等採用試験情報」へアクセスし、申込み画面上の注意事項をよく確認の上、申し込むこと。 使用機種や環境によって、対応できないことがあるので、その場合は郵送又は持参により申し込むこと。
	受付期間	平成15年7月22日（火）9時～7月28日（月）17時
持	申込方法	申込書に切手をはらずに、別表「初級試験第1次試験地及び申込先」のうち受験を希望する試験地の申込先に提出すること。 受験票はその場で交付する。
	受付期間	平成15年7月31日（木）～8月1日（金）（各日とも9時から17時まで）

申込みの際、写真は必要ないが、第1次試験受験の際は、必ず受験票の所定の欄にはること。

受験票には写真は、6月以内に撮影した脱帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルのものとすること。

試験区分事務系の「一般事務」については、点字による受験ができる。受験を希望する者は、試験地及び解答時間等が一部異なるので、あらかじめ人事委員会事務局まで問い合わせること。

身体に障害のある者で、試験当日に車椅子を使用するなど受験に際して要望のある者は、受付期間中に人事委員会事務局まで申し出ること。

職員採用試験相談コーナー（人事委員会事務局内）で試験に関する相談に随時応じている。

倶知安町	後志支庁総務部総務課	〒044-8588	虻田郡倶知安町北1条東2丁目	(0136)22-1111 内線2111
岩見沢市	空知支庁総務部総務課	〒068-8558	岩見沢市8条西5丁目	(0126)23-2231 内線2111
旭川市	上川支庁総務部総務課	〒079-8610	旭川市永山6条19丁目	(0166)46-5111 内線2111
留萌市	留萌支庁総務部総務課	〒077-8585	留萌市住之江町2丁目1-2	(0164)42-1511 内線2111
稚内市	宗谷支庁総務部総務課	〒097-8558	稚内市末広4丁目2-27	(0162)33-2510 内線2111
網走市	網走支庁総務部総務課	〒093-8585	網走市北7条西3丁目	(0152)44-7171 内線2111
室蘭市	胆振支庁総務部総務課	〒051-8558	室蘭市幸町9番11号	(0143)22-9131 内線2111
浦河町	日高支庁総務部総務課	〒057-8558	浦河郡浦河町栄丘東通56号	(01462)2-2211 内線2111
帯広市	十勝支庁総務部総務課	〒080-8588	帯広市東3条南3丁目1	(0155)24-3111 内線2111
釧路市	釧路支庁総務部総務課	〒085-8588	釧路市浦見2丁目2番54号	(0154)41-1131 内線2111
根室市	根室支庁総務部総務課	〒087-8588	根室市常盤町3丁目28	(01532)3-6131 内線2111

別表 初級試験第1次試験地及び申込先

試験地	申込先	所在地	電話
札幌市	北海道人事委員会事務局任用課	〒060-8588（郵送の場合、住所省略可） 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館11階	(011)231-4111 内線32-461
函館市	渡島支庁総務部総務課	〒041-8558 函館市美原4丁目6の16	(0138)47-9000 内線2111
江差町	檜山支庁総務部総務課	〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336の3	(01395)2-1010 内線2111

根室海区漁業調整委員会 告 示

根室海区漁業調整委員会告示第1号

根室海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

平成15年6月27日

根室海区漁業調整委員会会長 石 黒 勝三郎

根室海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

根室海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成7年根室海区漁業

調整委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「郵送」を「郵送等」に改め、同条第1項中「郵送」の次に「又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4項に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による送付（以下「郵送等」という。）」を加える。

第11条（見出しを含む。）及び第15条（見出しを含む。）中「郵送」を「郵送等」に改める。

附 則

この規定は、公布の日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第83号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年6月27日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 資格及び調達をする賃借物品の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする賃借物品の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成15年6月27日に一般競争入札の公告を行う二輪車用運転シミュレータ装置の賃貸借契約
- (2) 資 格 二輪車用運転シミュレータ装置の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 賃借物品の種類 二輪車用運転シミュレータ装置

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。

- (5) 平成15年6月1日現在において、物品の賃貸事業を営んでいること。
- (6) 過去2年間において、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (7) 調達物品の保守点検が可能な者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年6月27日から7月9日までの間にしなければならない。
- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

- ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課
- イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

5 資格審査の再申請

- (1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
 - ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
 - イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
 - ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

- (2) 再 申 請 の 方 法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は、1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資 格 の 喪 失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道警察本部告示第84号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年6月27日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 入札に付する事項

(1) 調達をする賃借物品の名称及び数量

二輪車用運転シミュレータ装置 一式（1月当たりの単価）

(2) 調達をする賃借物品の仕様等 入札説明書による。

(3) 契 約 期 間 平成15年10月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年9月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4) 納 入 場 所 北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験札幌運転免許試験場

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道警察本部告示第83号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場

(2) 入 札 日 時 平成15年7月22日 午前10時30分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

6 郵便等又は電報による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2236

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道警察本部告示第85号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年6月27日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 資格及び調達をする賃借物品の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする賃借物品の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成15年6月27日に一般競争入札の公告を行う動体視力計及び夜間視力計の賃貸借契約 (2) 資 格 動体視力計及び夜間視力計の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 賃借物品の種類 動体視力計及び夜間視力計 2 資 格 要 件 次のいずれにも該当すること。 (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。 (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。 (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (4) 道税を滞納している者でないこと。 (5) 平成15年6月1日現在において、物品の賃貸事業を営んでいること。 (6) 過去2年間に於いて、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 3 資 格 要 件 の 特 例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。 (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。 (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。 4 資 格 審 査 の 申 請 の 時 期 及 び 方 法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成15年6月27日から7月9日までの間にしなければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課 イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目 5 資 格 審 査 の 再 申 請	(1) 再 申 請 の 事 由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再 申 請 の 方 法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資 格 の 有 効 期 間 及 び 当 該 期 間 の 更 新 手 続 (1) 資 格 の 有 効 期 間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有 効 期 間 の 更 新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資 格 の 喪 失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。
---	--

北海道警察本部告示第86号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成15年6月27日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃借物品の名称及び数量

動体視力計及び夜間視力計 一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする賃借物品の仕様等

入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間

平成15年10月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年9月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 納 入 場 所

北海道警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課札幌運転免許試験場

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道警察本部告示第85号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
- (2) 入 札 日 時 平成15年7月22日 午前11時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

6 郵便等又は電報による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
 - イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2236
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道警察本部告示第87号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年6月27日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃借物品の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 3式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする賃借物品の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成15年8月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年7月31日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
- (2) 入 札 日 時 平成15年7月8日 午後1時30分
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

6 郵便等又は電報による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第

1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否
要

10 その他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- イ 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2236
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道警察本部告示第88号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成15年6月27日

北海道警察本部長 上 原 美都男

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量

ア 事務用机	119脚
イ ワゴン（脇机）	39脚
ウ 事務用回転いす	145脚
エ デスク用補助棚	114個
オ 会議用机	97脚
カ 会議用いす	267脚

キ いす用台車	8個
ク 食堂用テーブル	10脚
ケ 食堂用いす	60脚
コ 来客用テーブル	2脚
サ 来客用いす	24脚
シ ベンチ	4脚
ス パーティション	2脚
セ 応接セット	1式
ソ 保管庫	64式
タ スライドボード	6個
チ ビジネスキッチン	7個
ツ 掃除用ロッカー	6個
テ 更衣ロッカー	135個
ト 簡易ステージ	3個
ナ 簡易ステージ用ステップ	1個
ニ 簡易ステージ用スカート	7個

- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 日 平成15年8月6日
- (4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
- (2) 入 札 日 時 平成15年7月10日 午後1時30分
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150号までの定めるところによる。

6 郵便等又は電報による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 060－8520 札幌市中央区北2条西7丁目

電話番号 011－251－0110 内線 2236

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年6月27日

北海道警察函館方面本部長 鈴 木 巖

1 資格及び調達をする物品等の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成15年7月25日に一般競争入札の公告を行う二輪車用運転シミュレータ装置の賃貸借契約

(2) 資 格 二輪車用運転シミュレータ装置の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物 品 等 の 種 類 二輪車用運転シミュレータ装置

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 道税を滞納している者でないこと。

(5) 平成15年6月1日現在において、物品の賃貸事業を営んでいること。

(6) 過去2年間ににおいて、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(7) 調達物品の保守点検が可能な者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

道警察函館方面本部告示

北海道警察函館方面本部告示第28号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成15年6月27日から7月9日までの間にしなければならない。 (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道警察函館方面本部会計課 イ 提出先の所在地 北海道函館市五稜郭町15番5号 5 資格審査の再申請 (1) 再申請の事由 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの (2) 再申請の方法 再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続 (1) 資格の有効期間 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資格の喪失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。 北海道警察函館方面本部告示第29号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年6月27日 北海道警察函館方面本部長 鈴木 巖 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 二輪車用運転シミュレータ装置の賃貸借 一式（1月当たりの単価） (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。	(3) 契約期間 平成15年10月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年9月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 (4) 納入場所 北海道警察函館方面本部函館運転免許試験場 2 入札に参加する者に必要な資格 平成15年北海道警察函館方面本部告示第28号に規定する資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 北海道函館市五稜郭町15番5号 北海道警察函館方面本部会計課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道函館市五稜郭町15番5号 北海道警察函館方面本部3階大会議室 (2) 入札日時 平成15年7月25日 午前11時 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 入札保証金は、免除する。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 北海道函館市五稜郭町15番5号 北海道警察函館方面本部会計課 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 7 郵便等又は電報による入札 郵便等による入札又は電報による入札は、認めない。 8 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 その他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の
--	---

105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道警察函館方面本部会計課

イ 所 在 地 郵便番号 040-8511 北海道函館市五稜郭町15番5号

電話番号 0138-31-0110 内線 2232

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

道警察北見方面本部告示

北海道警察北見方面本部告示第10号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成15年6月27日

北海道警察北見方面本部長 菅 井 貞 夫

1 資格及び調達をする賃借物品等の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 平成15年6月27日に一般競争入札の公告を行う二輪車用運転シミュレータ装置の賃貸借契約

(2) 資 格 二輪車用運転シミュレータ装置の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 賃借物品等の種類 二輪車用運転シミュレータ装置

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

(1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 道税を滞納している者でないこと。

(5) 平成15年6月1日現在において、物品の賃貸事業を営んでいること。

(6) 過去2年間に於いて、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(7) 調達物品の保守点検が可能な者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)の資格要件は適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者である者が構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申 請 の 時 期

資格審査の申請は、平成15年6月27日から7月8日までの間にしなければならない。

(2) 申 請 の 方 法

資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察北見方面本部会計課

イ 提出先の所在地 北海道北見市青葉町6番1

5 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更した者

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更した者

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。 (2) 有効期間の更新 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。 7 資格の喪失 資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。 北海道警察北見方面本部告示第11号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年6月27日 北海道警察北見方面本部長 菅井貞夫 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 二輪車用運転シミュレータ装置の賃貸借 一式（1月当たりの単価） (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 平成15年10月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年9月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。 (4) 納入場所 契約担当者等の指定する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 平成15年北海道警察北見方面本部告示第10号に規定する資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 北海道北見市青葉町6番1 北海道警察北見方面本部会計課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道北見市青葉町6番1 北海道警察北見方面本部201号会議室（送付による場合は、郵便番号 090-8511 北海道警察北見方面本部会計課） (2) 入札日時 平成15年7月24日 午前10時30分（送付による場合は、必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 5 入札保証金 入札保証金は、免除する。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 北海道北見市青葉町6番1 北海道警察北見方面本部会計課	(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 7 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 8 契約書作成の要否 要 9 その他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名称 北海道警察北見方面本部会計課 イ 所在地 郵便番号 090-8511 北海道北見市青葉町6番1 電話番号 0157-24-0110 内線 2232 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。 北海道警察北見方面本部告示第12号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成15年6月27日 北海道警察北見方面本部長 菅井貞夫 1 資格及び調達をする賃借物品等の種類 平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする物品等の種類は、(3)に定めるものとする。
--	--

- (1) 契 約 平成15年6月27日に一般競争入札の公告を行う動体視力計及び夜間視力計装置の賃貸借契約
- (2) 資 格 動体視力計及び夜間視力計の賃貸借契約に関する資格（以下「資格」という。）
- (3) 賃借物品等の種類 動体視力計及び夜間視力計

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成15年6月1日現在において、物品の賃貸事業を営んでいること。
- (6) 過去2年間において、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)及び(6)の資格要件は適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者である者が構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期
資格審査の申請は、平成15年6月27日から7月8日までの間にしなければならない。
- (2) 申 請 の 方 法
資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察北見方面本部会計課

イ 提出先の所在地 北海道北見市青葉町6番1

5 資格審査の再申請

(1) 再 申 請 の 事 由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとする者は、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更した者

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更した者

(2) 再 申 請 の 方 法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資 格 の 喪 失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道警察北見方面本部告示第13号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年6月27日

北海道警察北見方面本部長 菅 井 貞 夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
動体視力計及び夜間視力計の賃貸借 一式（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成15年10月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年9月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成15年北海道警察北見方面本部告示第12号に規定する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道北見市青葉町6番1 北海道警察北見方面本部会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道北見市青葉町 6 番 1 北海道警察北見方面本部201号会議室（送付による場合は、郵便番号 090－8511 北海道警察北見方面本部会計課）
- (2) 入 札 日 時 平成15年 7 月24日 午前11時00分（送付による場合は、必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道北見市青葉町 6 番 1 北海道警察北見方面本部会計課
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 契約書作成の要否

要

9 そ の 他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道警察北見方面本部会計課
- イ 所 在 地 郵便番号 090－8511 北海道北見市青葉町 6 番 1
電話番号 0157－24－0110 内線 2232
- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。

- (6) 詳細は、入札説明書による。

正 誤

○平成15年 5 月30日（号外37号）

北海道告示第1001号（渡島海区における海面区画漁業の漁場計画）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行
50	16
誤	わかめ養殖業
正	こんぶ養殖業

